

◎新潟県告示第1219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成24年10月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 黒倉野中線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町東山字田タハ1225番1から同郡同町東山字石橋768番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月9日